**大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会**

**青果取引委員会及び水産物取引委員会運営要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会規則（以下「規則」という。）第５条第１項の規定により、大阪府中央卸売市場運営取引業務協議会（以下「協議会」という。）に置く、青果取引委員会及び水産物取引委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、同条第５項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　青果取引委員会は委員６人以内で、水産物取引委員会は委員６人以内で組織する。

２　委員会に属する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、規則第５条第３項の規定に基づき協議会の会長が指名する。

一　学識経験のある者

二　卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者

３　協議会委員でない者が前項の指名を受けた場合には、委員会の委員として知事が任命する。

４　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第３条　委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員長は、委員から発議があり、必要と認めたときは、委員会を開催するものとする。

３　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の意見の聴取）

第４条　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を要請し、その意見を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第５条　委員の報酬及び費用弁償については、協議会の委員の例による。

（委任）

第６条　この要領に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要領は、平成12年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成17年５月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年６月21日から施行する